

空き家、空き地を有効活用しましょう 空き家バンクへの登録物件を募集しています

町では、空き家や空き地を「売りたい・貸したい」という方と「買いたい・借りたい」という方の橋渡しを行っています。空き家バンクに登録していただいた空き家・空き地は、町のホームページで紹介し、買い手・借り手となる方を幅広く募ります。

5月15日現在、29件成約しています。空き家・空き地を「売りたい、貸したい」という方や、空き家バンク登録に関する相談がある方は、ぜひ一

度ご連絡ください。

また、物件をお探しの方は鹿部町空き家バンクをご覧ください。



町空き家バンク(町ホームページ)▶

▼お問い合わせは、役場建設水道課建築係(01372-7-5294)へ。

建物解体の補助制度の内容が変更になりました 不良住宅除却支援事業補助制度を活用しませんか

町では、空き家住宅(不良住宅)の解体費用の一部を補助する「鹿部町不良住宅除却支援事業補助制度」を実施しています。空き家住宅の解体を検討している方は、本制度を利用してみてはいかがでしょうか。

○補助対象建物

- ・町による事前調査で補助対象不良住宅と判定された建物(不良住宅:鹿部町空家住宅不良度判定表において評定が100点以上のもの)
※倉庫等は対象になりません
- ・個人所有であり、1年以上の使用実績がないこと

- ・1年以内の建て替えを目的とした工事でないこと
- ・町内の解体業者等が実施する工事で、12月末までに完了する工事であること

○補助対象者

- ・町税等を滞納していない方
- ・建物の所有者、相続人、またはこれらのすべての対象者から委任を受けた方

○補助額

最大50万円

▼お問い合わせは、役場建設水道課建築係(01372-7-5294)へ。

町広報誌に広告を掲載してみませんか？



▼お申し込み・お問い合わせは、役場企画振興課広報広聴係(01372-7-5297)へ。